

防犯対策補助事業（住宅の防犯対策補助金）に係るQ & A

No.	分類	質問	回答
1	事業に関すること	防犯物品等の購入はどこで購入しても良いのか。	市内外の店舗やインターネット含めてどこで購入しても構いません。ただし、インターネットで購入する場合は、領収書が発行できるサイトから購入してください。また、可能であれば、市内の販売店で購入するようにお願いします。
2	申請に関すること	購入・申請は早めにした方が良いか。	予算額（4,000万円）に達した時点で申請受付を終了するため、早めの購入・申請をお勧めします。なお、申請状況については、市ホームページや交通・地域安全課X（エックス）で随時お知らせをしますが、前倒しで受付を終了する場合も事前の告知は難しいことをご承知おきください。
3	申請に関すること	市ホームページと紙での申請方法があるが、どちらが良いのか。	市ホームページからの申請ですと、パソコンやスマートフォンで申請が完結するため、こちらをお勧めしています。
4	申請に関すること	紙の申請書はどこでもらえるのか。	交通・地域安全課、各区役所地域振興課、まちづくりセンター（橋本、本庁6地区、大野南除く）、公民館（沢井を除く）などに配架しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。
5	申請に関すること	紙の申請書類は、どこに提出すれば良いのか。	基本的には、各区役所の地域振興課で受付を行っています。また、各まちづくりセンターや出張所、連絡所（牧野、佐野川）では、書類の書き方の説明や提出書類の確認は行えませんが、「交通・地域安全課」へ書類の回送はしていますので、書類一式を封筒に入れて渡してください。
6	申請に関すること	区役所やまちづくりセンター等に書類を持っていくことができないが、どうしたら良いか。	そのような場合は、電子申請をお勧めします。電子申請も難しく、申請書類を区役所等に持って行くことができない事情がある方は、交通・地域安全課（042-769-8229）までご連絡ください。
7	申請に関すること	インターネットで購入した領収書を申込フォームで提出する場合はどうしたら良いのか。	あて名が記入されていない場合は、お手数ですが、紙に印刷した上で、手書きであて名等を記入したものを撮影して添付してください。領収書発行時にあて名が入力されていれば、領収書を表示した画面のスクリーンショットを添付して構いません。
8	申請書類に関すること	領収書又はレシートには何が記載されていれば良いか。	①領収日（納品日ではありません） ②購入した店舗名又は工事者名 ③購入者名（原則として申請者の氏名） ④領収金額（対象物品の購入金額が分かる記載） ⑤購入品名（防犯用品を購入したことが分かる記載）
9	申請書類に関すること	領収書又はレシートを紛失した場合はどうしたら良いか。	購入又は設置した店舗等で再発行をしてもらってください。領収書又はレシートがない場合は、補助金の申請（交付）はできません。
10	申請書類に関すること	領収書又はレシートでは防犯用品を購入したことが分からない場合はどうしたら良いか。	領収書又はレシートに手書きで「防犯用品の名称」を補記し、明細が分かる書類があればその写しを添付してください（なければ補記のみで構いません）。
11	申請書類に関すること	防犯用品と一緒に他のものを買った領収書又はレシートは添付書類として良いか。	領収書やレシート等の明細から、防犯用品の購入金額が分かるようであれば、添付書類として使用可能です。明細がない場合は、領収書又はレシート（裏面でも可）に手書きで、防犯用品とそれ以外のものの購入金額をそれぞれ補記してください。
12	申請書類に関すること	領収書又はレシートのあて名はどうしたら良いか。	購入者名（原則として申請者の氏名）としてください。申請者以外の第三者があて名となっている領収書又はレシートは認められません。

防犯対策補助事業（住宅の防犯対策補助金）に係るQ & A

No.	分類	質問	回答
13	申請書類に関すること	領収書又はレシートにあて名が記入されていない場合はどうしたら良いのか。	領収書又はレシートの余白部分に手書きであて名を記入してください。
14	申請書類に関すること	Amazonで領収書を発行するにはどうしたら良いのか。	PCの場合：注文履歴→注文情報の「注文内容を表示」→領収書等→領収書／購入明細書 スマホの場合：注文履歴→注文情報の「注文内容を表示」→領収書／購入明細書の表示 ※いずれもブラウザからアクセスしてください。アプリでは発行できません。 ※あて名が印字されないのので、手書きで記入してください。 ※購入時の決済方法によっては領収書ではなく購入明細書や注文概要が発行されますが、これらの書類は、領収書の代わりにはなりません。
15	申請書類に関すること	適格請求書や支払明細書を領収書の代わりに添付しても良いか。	代金を支払ったことが分かるものとして、領収書又はレシート以外は認められません。適格請求書や支払明細書では、領収書の代わりにはなりませんので、これらの書類が添付され、申請がされた場合は、領収書を提出していただくことになります。
16	申請書類に関すること	委任状はどのような場合に必要となるのか。	原則として、購入（設置）者が申請をしていただくものですが、何らかの理由で代理申請を行う場合には、委任状が必要となります。
17	申請書類に関すること	カメラを持っていないため、購入した物品や設置した物品の写真が撮れず、申請書に添付できない場合はどうしたら良いか。	補助金の申請には、対象物品の写真の添付が必須であり、写真がない場合は申請を受付けられません。ご家族やご友人等に頼んで写真を撮ってもらい、必ず申請書に添付してください。
18	申請書類に関すること	申請書の記入を誤った場合はどうすれば良いか。	可能な限り新しい用紙に再度記入してください。
19	申請書類に関すること	ネットバンキングの場合、通帳等の写しの添付方法は。	ネットバンキングで口座情報（金融機関名、支店名（支店番号）、口座番号、口座名義）が分かるページをスクリーンショットし、添付してください。キャッシュカードを撮影したものでも構いません。ただし、口座情報が全て載っていることを確認してください。
20	申請書類に関すること	紙申請でゆうちょ銀行の場合は、通帳のどこを申請書の振込先口座欄に記入するのか。	通帳の見開きページの下段に支店名・口座番号の記載があります。キャッシュカードの場合は記号・番号しか記載がないので、申請者又は職員のスマホ等でゆうちょ銀行HP内のコード変換ページを使って、支店名・口座番号を取得することとなります。
21	補助対象に関すること	令和7年10月以前に購入（設置）したが、対象とはならないのか。	大変申し訳ありませんが、対象とはなりません。
22	補助対象に関すること	ポイント、クーポン、ギフト券、商品券を使用した場合、補助額はどうか。	ポイント、クーポン、ギフト券、商品券利用分を購入費用から差し引いた実際の負担額が「購入金額」となります。なお、これらの使用の有無は領収書又はレシート等の添付書類により確認します。
23	補助対象に関すること	防犯対策用品がいくつか例示されているが、補助申請を行う際の対象は、1点のみか。	防犯対策用品の購入・設置費の2分の1、補助上限額が2万円となっていますので、購入・設置費の合計4万円までが補助対象となります。それ以内であれば1点ではなく複数の用品分の合算での申請は可能です。
24	補助対象に関すること	通信販売で購入時に送料がかかる場合は、購入金額に含めて良いか。	送料を含めることはできません。防犯物品本体の購入金額のみが対象です。
25	補助対象に関すること	個人間売買やフリーマーケットサイト等で購入した場合は対象となるか。	対象とはなりません。店舗から直接購入した新品の物品等が対象です。

防犯対策補助事業（住宅の防犯対策補助金）に係るQ & A

No.	分類	質問	回答
26	補助対象に関する事	複数の防犯物品を違う店舗で購入したが、全て補助対象となるのか。	補助上限額（20,000円）以内であれば、対象となりますので、全ての領収書及び写真等を添付してください。
27	補助対象に関する事	他自治体に住む子どもが相模原市に住む親のために防犯用品を購入した場合、対象となるか。（領収書又はレシートのあて名は子ども）	この場合、子どもと親のどちらが申請者であっても、対象とはなりません。ただし、親が購入し、領収書又はレシートのあて名が親であれば、代理申請という形で、他自治体に居住する子どもが申請者となることは可能です（委任状が必要）。
28	補助対象に関する事	機器を店舗で購入し、知り合いに設置（取り付け）をしてもらったが、その費用は補助対象となるか。	設置工事等については、それらを業としている行っている業者や個人が設置した場合は対象となります。
29	補助対象に関する事	対象とならない防犯用品はあるのか。	子どもや高齢者、ペットの見守りを目的とした室内用カメラや窓ガラスの飛散を防止するための防災フィルム、携帯用の防犯ブザー等は対象外になります。対象となるのは、製品の説明等に用途が防犯とされている用品（携行品は除く）に限ります。補助対象になるかの確認が必要な用品等については、購入する前に交通・地域安全課（042-769-8229）までお問い合わせください。
30	申請書類の審査について	要件を満たしていない場合や書類に不備がある場合の連絡はどこから来るのか。	基本的には委託事業者が使用する携帯電話からご連絡します。
31	補助金の支払いについて	補助金の支払い方法は口座振込しかできないのか。	口座振込のみとなります。
32	その他	設置場所の制限はあるのか。	集合住宅の共用部分に設置する用品等については、補助対象外とします。共用部分以外の場所（自分が住んでいる部屋）等に設置する場合は、補助対象としますが、賃貸物件の場合は、トラブルの未然防止のため、所有者や居住者から同意をとるようにしてください。
33	その他	防犯カメラを設置する場合に注意する点はあるか。	カメラ機能がある防犯用品を購入・設置する場合の設置場所は敷地内とし、トラブルを避けるためにできるだけ、近隣の家は映り込まないように配慮してください。また、もし映り込んでしまう場合は、その家の使用者等に同意を得てください。